

入札及び契約の適正な実施についての対応状況について（法人からの報告）

独立行政法人空港周辺整備機構

I 契約に係る規程類、体制の整備状況について	
1. 契約方式、契約事務手続、公表事項等、契約に係る規程類の整備状況	<p>独立行政法人空港周辺整備機構が締結する売買、賃借等契約に関する取り扱いについて必要な事項を定めた「独立行政法人空港周辺整備機構契約事務取扱細則」を規定している。</p> <p>また、入札及び契約事務等の簡素化について、適宜検討を行いつつ、管理業務の一層の効率化を図っている。</p>
2. 契約事務に係る執行体制（内部審査体制、第三者による審査体制）の整備状況	<p>監事による監査を行っている他、独立行政法人空港周辺整備機構内に「入札参加者選定審査会」等を設置し、入札及び契約手続きの適正な執行について審査している。</p> <p>なお、競争参加資格をはじめ随意契約の審査、契約制度の見直し等契約全般に関する審査等を行う審査会を平成 20 年度から設置すべく検討を行った。</p>
3. 「随意契約見直し計画」の実施・進捗状況、目標達成に向けた具体的取組状況（進捗していない場合はその理由も付記）	<p>業務実績報告書23ページにおいて記載済み。</p>
II 個々の契約における監事等のチェックについて	
1. 監事や入札監視委員会などのチェックプロセスの状況（チェック体制、抽出方法、抽出件数、個別・具体的チェック方法等）	<p>監事による書面監査を行っている他、第三者委員による「入札監視委員会」を設置し、入札及び契約手続き等について個別の案件ごとにチェックを受けている。</p>
2. 監事や入札監視委員会などによる具体的なチェック状況	<p>監事による監査では、年度計画における予算の適正な執行の観点から、契約の締結及び執行の状況、随意契約の見直し状況について監査を受けた結果、特段の指摘、指導は受けていない。</p> <p>また、入札監視委員会においては、特段の意見、勧告はない。</p>

入札及び契約の適正な実施についての対応状況について（評価結果）

独立行政法人空港周辺整備機構

I 契約に係る規程類、体制の整備状況について
1. 契約方式、契約事務手続、公表事項等、契約に係る規程類の整備内容の適切性についての評価
契約方式、契約事務手続、公表事項等、契約に係る規程を定め、適切な内容であると評価。
2. 契約事務に係る執行体制（内部審査体制、第三者による審査体制）についての評価
入札・契約事務手続の改善については、入札参加者選定委員会において、入札及び契約手続の適正な執行について審査を行っており、適正な執行体制であると評価。
3. 「随意契約見直し計画」の実施・進捗状況、目標達成に向けた具体的取組状況についての評価
「随意契約見直し計画」の進捗状況については、同計画に沿って着実に実施されているものと評価。
II 個々の契約に係る評価
随意契約見直しを含む入札及び契約の適正な実施について、監事等により適正なチェックが行われていると評価。